

自動車管理計画書（変更計画書）

令和3年 7月 7日

（宛先）

滋賀県知事

提出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例 第38条第3項において準用する同条例第20条第3項・第38条第3項
第40条第1項・第40条第2項において読み替えて準用する同条例第
第40条第3項において読み替えて準用する同条例第20条第4項
第38条第3項において読み替えて準用する同条例第20条第4項の規定に基づき、自動車管理計画を策定（変更）し
たので、提出します。

1 事業者に関する事項

事業者の氏名（法人にあつては、 名称および代表者の氏名）	近江八幡市 市長 小西 理
事業者の住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	近江八幡市桜宮町236番地
県内事業所数	1事業所
県内自動車使用台数	150台

2 計画の内容

計 画 の 内 容	別添のとおり
-----------	--------

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

1 計画期間

計画期間	令和3年度 ～ 令和5年度
------	---------------

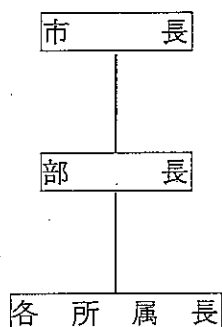
2 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための基本的な方針

近江八幡市では自動車の使用は、化石燃料の燃焼による二酸化炭素の排出の他、排出ガスに含まれるメタンや一酸化炭素の排出にもつながることから、適正な使用を心がけ、下記の対策により温室効果ガスの排出削減に努めます。

【対策】

- ・ 公用車台数の適正化。
- ・ 公用車の適正使用による燃料使用量の削減。
- ・ 環境配慮型自動車や電気自動車の導入。
- ・ 公用車のエコドライブ。
- ・ 自転車の積極的活用。

3 推進体制



※ 計画実施責任者：総務部長

実施責任者：管財契約課長（方針の立案・策定、計画見直しの立案、現状確認、各所属への検討課題の指示。

：各所属長（取組の実施、点検、見直し等）

備考 組織図を記載し、役割分担および責任者の役職を記入してください。

(第2面)

4 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組の内容

項目	取組の内容	目標達成確認指標		実施スケジュール	
		現状	目標		
自動車使用の合理化	公用車台数の適正化。	本庁における集中管理。車ごとの使用頻度、距離数の把握。	台帳記載。	台帳記載。使用データの分析と活用。	R3～R5
より温室効果ガスの排出量が少ない自動車の導入	環境配慮型自動車の導入。	環境配慮型自動車・電気自動車の導入	公用車を購入時に環境基準を仕様書の必須項目とする。	引き続き現状活動の実施。超小型モビリティ等のEV導入。	R3～R5
従業員に対する自動車使用に伴う温室効果ガスの排出抑制に関する教育	エコドライブの推進。	使用者への啓発。(啓発回数)	公用車の適正運用の案内、タイヤの空気圧点検活動等の実施。	引き続き現状活動の実施。ポスター掲示等の掲示活動の実施。	R3～R5
その他	自転車の積極的活用。	自転車利用の呼びかけ。	近隣への異動は自転車を使用する旨の周知、徹底。	引き続き実施する。	R3～R5

備考 現状や目標については、内容に応じ文章で表現しても構いません。